

一般社団法人みんなの居場所 with ふくい 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人みんなの居場所 with ふくい と称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は主たる事務所を次の所在地におく。福井県三方上中郡若狭町

(目的)

第3条 当法人は、福井県を中心として、いじめや不登校など何らかの課題を抱える子どもたちに対し、適切な助言・環境調整を行い、自分らしく生きることのできる社会の実現を目指す。また、子どもたちから高齢者までが参加できるイベント等、複合的なサービスを提供することを通して、地域で互いに支え合う地域福祉の実現を目指すことを目的とする。

(事業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 不登校児童生徒のための居場所づくり事業
- (2) すべての子どもたちを対象とした放課後、休日の学習支援・遊び場の提供及び、それらを通じた予防的支援事業
- (3) 不登校等の何らかの課題を抱える子どもたちとその保護者が悩みを共有することのできる当事者の会、サロン事業
- (4) 子どもの緊急事案に対し、アウトリーチ機能をもつ「心の救急車」事業
- (5) 不登校や貧困等、様々な課題を抱える家庭への個別支援事業
- (6) 高齢者の介護予防・生きがいつくりのためのサロン活動
- (7) 子育て、防災、高齢化等に対する地域福祉力向上のための勉強会、講演会の開催
- (8) 不登校やひきこもり等の当事者の生活及び就労支援事業
- (9) その他、上記の活動に資する事業

(公告の方法)

第5条 当法人の公告は、官報に掲示する方法により行う。

第2章 社員

(会員)

第6条 当法人の会員は、次の3種とし、正会員、学生会員をもって一般社団法人に関する法律上の社

員とする。

- (1) 正会員は、当法人の目的に賛同し入会した者とする。
- (2) 学生会員は、当法人の目的に賛同し、今後の福祉の増進に寄与する者とする。
- (3) 賛助会員は、当法人の事業を賛助するために入会した個人または団体とする。

(入 会)

第7条 当法人の目的に賛同し、入会したものを会員とする。

- 2 会員として入会しようとする者は、入会申込書を提出し、理事会の承認を得るものとする。

(会 費)

第8条 会員は、以下に定める年会費を納入しなければならない。

- (1) 正会員 5,000 円
- (2) 学生会員 1,000 円
- (3) 賛助会員 個人一口 3,000 円 個人事業主 一口 5,000 円 団体・法人 一口 10,000 円

(経費等の負担)

第9条 会員は当法人の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負う。

- 2 当法人の経費は、会費・助成金・寄付金その他の収入をもってあてる。
- 3 会費は、会員ごとに年会費を設定し、毎年4月1日までに納入するものとする。ただし、代表理事が特別の事由により会費納入の遅延を許可する場合はこれを妨げない。

(退 会)

第10条 会員は、退会届を代表理事に提出し、任意に退会することができる。ただし、1ヵ月以上前に当法人に対して予告するものとする。

(除 名)

第11条 当法人の社員・役員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をし、又は社員としての義務に違反する場合等除名すべき正当な事由があるときは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）第49条第2項に定める社員総会の決議によりその社員を除名することができる。

(社員の資格喪失)

第12条 社員が次の各号のいずれかに該当する場合は、その資格を喪失する。

- (1) 退社したとき。
- (2) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
- (3) 会費を5年以上滞納したとき。
- (4) 除名されたとき
- (5) 総社員の同意があったとき。

(社員名簿)

第13条 当法人は、社員の氏名又は名称及び住所を記載した社員名簿を作成する。

第3章 社員総会

(構成)

第14条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

(権限)

第15条 社員総会は、以下の事項について決議する。

- (1) 社員の除名
- (2) 理事及び監事の選任及び解任
- (3) 理事及び監事の報酬の額又はその基準
- (4) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計画書)並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定める事項

(開催)

第16条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

(招集)

第17条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

(決議の方法)

第18条 社員総会の決議は、別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数を以て行う。

(議決権)

第19条 社員は、各1個の議決権を有する。

(議長)

第20条 社員総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(議事録)

第21条 社員総会の議事については、議事録を作成し、議長及び出席した理事がこれに署名又は記名押印する。

(代理)

第22条 社員総会に出席できない社員は、他の社員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

第4章 役員

(役員)

第23条 当法人に次の役員をおく。

- (1) 理事 3名以上 内1名を代表理事、1名を副代表理事とする。
- (2) 監事 1名以上
 - 2 理事には、参与を置くことができる。

(役員を選出)

第24条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 代表理事および副代表理事は、理事会の決議によって理事の中から選任する。
- 3 理事のうち、理事のいずれかの1名とその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にあるものの合計数は理事総数の3分の1を超えてはならない。

(役員任期)

第25条 役員任期は2年とする。ただし再任を妨げない。補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 役員は、任期終了後でも後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

(役員職務及び権限)

第26条 理事は、法令及びこの定款の定めるところにより、その職務を遂行する。

- 2 代表理事は、当法人を代表して会務を掌る。
- 3 副代表理事は代表理事を補佐し、これに事故あるときは職務を代理する。
- 4 監事は、理事の職務遂行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。
- 5 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務および財産の状況を監査することができる。

(解任)

第27条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事の解任決議には、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(報 酬 等)

第 28 条 理事及び監事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

第 5 章 理事会

(構 成)

第 29 条 当法人に理事会を置く。

2 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権 限)

第 30 条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事の選定及び解任

(招 集)

第 31 条 理事会は、代表理事が招集する。

2 代表理事に事故があるときは、副代表理事が招集する。

3 理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで理事会を開催することができる。

(決 議 の 方 法)

第 32 条 理事会の決議は、別段の定めがある場合を除き、議決に加わることのできる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第 9 6 条の要件を満たすときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(議 事 録)

第 33 条 理事会の議事については、議事録を作成し、出席した理事及び監事がこれに署名又は記名押印する。

(代 理)

第 34 条 理事会に出席できない理事は、他の理事を代理人として議決権の行使を委任することができる。

(報 告 の 省 略)

第 35 条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般法人法第 9 1 条第 2 項の規定による報告については、この限りではない。

第 6 章 計 算

(事 業 年 度)

第 36 条 当法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 3 1 日までの年 1 期とする。

(事 業 報 告 及 び 決 算)

第 37 条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が当該事業年度に関する次の書類を作成し、通常総会に提出し又は提供しなければならない。

- (1) 事業報告及びその附属明細書
- (2) 貸借対照表及び損益計算書並びにこれらの附属明細書
- 2 事業報告については代表理事がその内容を通常総会に報告しなければならない。
- 3 貸借対照表及び損益計算書については、通常総会の承認を得なければならない。

(剰 余 金 の 分 配 禁 止)

第 38 条 当法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第 7 章 定 款 の 変 更 及 び 解 散

(変 更)

第 39 条

この定款は、社員総会において、出席者の 3 分の 2 以上の承諾により変更できる。

(解 散)

第 40 条 当法人は、次に掲げる事由によって解散する。

- (1) 社員総会の決議
 - (2) 目的とする活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠乏
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続開始の決定
 - (6) その他法令で定める事由
- 2 社員総会の決議により解散する場合は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数の決議を要する。

(残余財産)

第 41 条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人もしくは公益財団法人又は特定非営利活動法人（租税特別措置法第 66 条の 11 の 2 第 3 項の認定を受けたものに限る。）又は国もしくは地方公共団体に贈与する。

第 8 章 附 則

(最初の事業年度)

第 42 条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和 4 年 3 月 31 日までとする。

(設立時の役員)

第 43 条 当法人の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は次のとおりとする。

設立時代表理事 須磨 航

設立時理事 山中 夢生

設立時理事 阪野 真人

設立時監事 宮地 秀和

(設立時社員の氏名及び住所)

第 44 条 設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

住所

設立時社員 須磨 航

住所

設立時社員 山中夢生

住所

設立時社員 阪野 真人

(法令の準拠)

第 45 条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人みんなの居場所 with ふくい設立のためこの定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

令和 3 年 10 月 1 日

設立時社員 須磨 航

設立時社員 山中 夢生

設立時社員 阪野 真人

(定款の変更)

第46条 定款変更について以下に記す。

令和6年6月30日の通常総会において一部改正、同日施行する。